

# 第 4 章

---

## 障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画の実施計画



# 1 令和8年度の数値目標

## (1) 施設入所から地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第6期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

### <国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。【県の目標値：1.4%以上】
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上の削減を基本とする。【県の目標値：現状維持】

項目	令和4年度【実績値】
施設入所者数	73人

項目	令和8年度【目標値】
地域生活移行者数	2人
施設入所者削減者数	現状維持

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

### <国の基本指針>

- ・令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを基本とする。(就労移行支援事業所：1.31倍以上／就労継続支援A型：1.29倍以上／就労継続支援B型：1.28倍以上)【県の目標値：同値】
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを基本とする。  
【県の目標値：同値】
- ・令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上になることを基本とする。【県の目標値：同値】
- ・令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを基本とする。【県の目標値：同値】

項目	令和3年度 【実績値】	令和8年度 【目標値】
福祉施設利用者の一般就労移行者数	3人	6人
うち、就労移行支援事業からの一般就労	3人	4人
うち、就労継続支援A型からの一般就労	0人	1人
うち、就労継続支援B型からの一般就労	0人	1人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする	/	5割以上
就労定着支援事業の利用者数	4人	7人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする	/	2割5分以上

### (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要となります。

#### <国の基本指針>

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19人	27人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	48人	60人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人

#### (4) 地域生活支援の充実

本市では、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等については、平成29年度末に、複数の機関が分担して居住支援機能を担う体制（面的整備型）により整備しています。今後は、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討するとともに、強度行動障がいの支援ニーズ等を把握しながら、障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制を充実します。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
地域生活支援拠点	1箇所	1箇所
機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	1回/年	1回/年
強度行動障がいを有する人の支援ニーズの把握及び支援体制の整備		実施

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

第7期では、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障がい児支援の提供体制を確保するための取り組みを推進します。

### ① 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

#### <国の基本指針>

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援センター	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援の体制の構築	有	有

### ② 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### <国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援提供事業所	1箇所	1箇所
放課後等デイサービス提供事業所	1箇所	1箇所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	3人	3人



## (6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族への支援が重要であることから、家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい及びその家族に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障がい者に対する支援を推進します。

### ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

<国の基本指針>

・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数【保護者】	6人	8人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数【支援者】	1人	1人

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスを利用する場合は、原則として計画相談支援を受けることが障害者総合支援法で定められ、対象者が拡大されました。事業所数や従事者数が増加する一方で、相談支援専門員が少なく、運営体制が脆弱な事業所もあるという課題が浮き彫りになり、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

第7期では、国の基本指針に基づき、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を構築します。

### <国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	15件	20件
相談支援事業者の人材育成の支援	6件	8件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	10回
事例検討の実施回数（頻度）	2回/年	2回/年
事例検討の参加事業者（機関）数	82事業所	82事業所
協議会の専門部会の設置数	4箇所	4箇所
専門部会の実施回数（頻度）	18回/年	18回/年

**(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築**

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

第7期では、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みの実施体制を構築します。

**<国の基本指針>**

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	8人	8人
障がい者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有(12回)	有(12回)

## 2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、施設入所者の地域生活への移行を推進する上でも、必要不可欠なサービスです。

利用実績をみると、利用者数、利用量ともに増加傾向であるため、見込量については過去の利用実績からの伸び率に基づき数値目標を定めています。

サービス見込量の増加に伴い、サービス提供基盤の整備が求められます。また、こうした量的拡大とともに、質的な向上にも取り組んでいく必要があります。障がい者が利用しやすい状況を整えるため、利用ニーズの的確な把握と、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

住み慣れた地域で障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者一人一人に適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、地域での自立した生活を支援します。

今後の方策としては、引き続き、安定したサービス提供体制の確保が必要です。

訪問系サービスの中では最もニーズの多いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう働きかけていきます。

#### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	利用量	497	575	604	670	743	824
	利用者数	79	95	105	116	129	143

## ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援します。

平成 26 年 4 月 1 日の法改正により、対象がこれまでの重度の肢体不自由のある人に加えて、重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を要する人も対象となりました。

今後の方策としては、現在、1名の利用者となっていますが、さらにサービス提供事業者の人材確保やサービスの周知が必要となります。

サービス提供事業所に対して、人材の確保及び質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度訪問介護	利用量	0	0	246	300	300	300
	利用者数	0	0	1	1	1	1

## ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

今後の方策としては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する 65 歳以上の視覚障がいのある人が増加することも予想されます。サービスに関する周知を行うとともに、障がいの状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
同行援護	利用量	4	26	30	36	36	36
	利用者数	2	5	5	6	6	6

#### ④行動援護

自己判断能力が制限されている知的障がい者及び精神障がい者等が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、地域社会で自立できるよう支援します。

今後の方策としては、地域生活支援事業の移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることや、事業所が少ないことが、利用者が増えない理由と考えられるため、サービス対象者に制度の周知を進めながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

#### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用量	43	32	36	45	45	45
	利用者数	3	3	4	5	5	5

#### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者等に対して、障がい者等の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

今後の方策としては、県内にはサービス提供事業所がないことから、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

#### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	利用量	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

このサービスは、常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るものです。

利用者のニーズは高く、今後も増加傾向にあり、各年度2人ずつの増加を見込んでいます。

今後の方策としては、現在、芳賀郡内外の事業所で受け入れを実施していますが、さらに、サービス供給量の確保に取り組んでいく必要があります。

地域生活を支えるためにも、今後も利用者が希望するサービスを安定して提供できるようサービス提供事業所の拡充に努めます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	見 込 量	利用量	3,268	3,306	3,344	3,340 (889)	3,380 (910)	3,420 (910)
		利用者数	174	176	178	184 (43)	186 (44)	188 (44)
	実 績 値	利用量	3,283	3,282	3,306			
		利用者数	183	181	182			

※令和6年度から令和8年度の見込量における( )内の数値は、重度障がい者の見込量となっています。

②自立訓練（機能訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを提供できる事業所は、県内に1箇所しかいないため、大幅な増加は見込めず、各年度1人ずつを見込んでいます。

今後の方策としては、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、適切にサービスが提供できるよう事業所との連携に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用量	10	10	10	10	10	10
		利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用量	9	0	0			
		利用者数	1	0	0			



## ③自立訓練（生活訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対して、一定期間、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

入所施設・病院からの通所・退院者や特別支援学校からの卒業生等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには不可欠な事業ですが、芳賀郡内にはサービスを提供する事業所はなく、利用者数は各年度2人ずつを見込んでいます。

今後の方策としては、現在、1名の利用者となっていますが、今後も適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

## 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用量	22	22	22	18	18	18
		利用者数	1	1	1	2	2	2
	実績値	利用量	0	17	9			
		利用者数	0	2	1			

④就労選択支援

このサービスは、就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

令和4年10月の障害者総合支援法の改正により創設されるサービスであり、令和7年10月施行となるため、令和7年度より見込量を設定しています。

【第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	見 込 量	利用者数					11	12

⑤就労移行支援

このサービスは、一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

障がい者の自立の面からも必要な事業ですが、芳賀郡内の事業所が少ないため、郡外を含めた利用調整が必要となります。地域生活への移行の推進による増加を想定し、各年度2人増で見込んでいます。

今後の方策としては、特別支援学校卒業生や地域移行推進による利用希望者の増加に対応するため、サービス提供事業所と連携して、定員の増加を図るなど、提供体制の確保に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労移行支援	見込量	利用量	233	248	263	167	191	215
		利用者数	13	14	15	14	16	18
	実績値	利用量	160	143	143			
		利用者数	12	12	12			

⑥就労継続支援A型（雇用型）

このサービスは、一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動やその他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを行う事業所は、市内に3箇所しかありませんが、今後も就労を希望する利用者の増加を想定し、各年度約30人増で見込んでいます。

今後の方策としては、潜在的なニーズはあるものと推察されますが、サービス提供事業所が少ないことなどが課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A型	見 込 量	利用量	935	1,020	1,105	2,540	3,050	3,660
		利用者数	55	60	65	150	180	216
	実 績 値	利用量	1,305	1,633	2,116			
		利用者数	93	109	125			

## ⑦就労継続支援B型（非雇用型）

このサービスは、障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行うものです。

利用者については年々増加傾向にあります。利用者のニーズは高く、新規の利用者の増加とともに、利用が長期化する傾向がみられ、各年度約11人増で見込んでいます。

今後の方策としては、特別支援学校卒業生などによる利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所に対して、新規参入や利用定員の増加を働きかけていきます。

## 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労継続支援 B型	見 込 量	利用量	3,060	3,145	3,230	3,430	3,600	3,780
		利用者数	170	175	180	221	232	244
	実 績 値	利用量	3,040	3,161	3,256			
		利用者数	186	199	210			

⑧就労定着支援

このサービスは、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うものです。

見込量については、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて、一般就労に移行した人数を勘案して設定しています。

今後の方策としては、芳賀郡内にはサービス提供事業所がないため、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題です。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労定着支援	見込量	利用者数	3	4	5	6	7	7
	実績値	利用者数	4	5	6			

## ⑨療養介護

このサービスは、医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話をを行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加の支援を行うものです。

今後の方策としては、今後も重症心身障害児施設及び指定医療機関と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

## 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
療養介護	見 込 量	利用者数	6	7	7	8	8	8
	実 績 値	利用者数	7	7	7			

⑩短期入所（ショートステイ）

このサービスは、障がい者等の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行うものです。

今後、地域生活への移行の推進とともに、介護者の負担軽減や緊急時の対応を図ることが必要となることから利用者の増加が見込まれますが、芳賀郡内で利用できる施設が少ない状況です。今後は、各年度3人増で見込んでいます。

今後の方策としては、本サービスの利用意向は高いことから、利用支援を行うとともに、施設との連携、調整に努めます。また、サービス提供事業所の定員の増加を促進するとともに、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	見込量	利用量	135	140	145	111 (30)	121 (43)	132 (58)
		利用者数	30	35	40	31 (17)	34 (18)	37 (20)
	実績値	利用量	115	100	100			
		利用者数	26	28	28			

※令和6年度から令和8年度の見込量における（ ）内の数値は、重度障がい者の見込量となっています。



### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

このサービスは、障がい者本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行うものです。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談を行えるものです。

見込量については、施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績及び地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案して設定しています。

今後の方策としては、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自立生活援助	見 込 量	利用者数	1	2	3	1	1	1
	実 績 値	利用者数	0	0	0			

②共同生活援助（グループホーム）

このサービス対象者は、今後、施設・病院等から地域生活への移行の推進により増加が見込まれ、また、地域生活を支援していくために不可欠なサービスです。

見込量については、これまでの利用実績と地域生活移行者の推進を踏まえ設定しています。

今後の方策としては、就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者又は精神障がい者等に対し、家事等の日常生活上の支援や日常生活の相談支援、日中活動における事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

また、精神障がいのある人等の退院促進・地域移行を進めていくためにも、サービス提供事業所の増加が期待されます。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、サービス提供事業所との連携に努めます。

新規のグループホームの開設については、障がいのある人等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関などと検討しながら、事業者等に働きかけていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
共同生活援助	見込量	利用者数	80	85	90	157 (5)	182 (5)	210 (6)
	実績値	利用者数	102	118	136			

※令和6年度から令和8年度の見込量における（ ）内の数値は、重度障がい者の見込量となっています。

## ③施設入所支援

このサービスは、夜間において介護が必要な障がい者や生活介護又は自立訓練若しくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定して日常生活が営めるよう支援を行うものです。

見込量については、実績をもとに施設入所から地域生活への移行の目標値を考慮し設定しています。

今後の方策としては、施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、その移行を支援します。

なお、入所者の地域移行の促進を図りつつ、目標値としては現状維持とし、定員に空きが出たところへニーズのある障がい者を入所させる対応が想定されます。

## 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
施設入所支援	見 込 量	利用者数	70	70	70	71	71	71
	実 績 値	利用者数	75	73	71			

## (4) 相談支援サービス

### ① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。令和6年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者全てに提供できるよう、相談支援専門員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族からの支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	見込量	利用者数	90	95	100	131	140	150
	実績値	利用者数	106	115	122			
地域移行支援	見込量	利用者数	2	3	4	1	1	1
	実績値	利用者数	0	1	0			
地域定着支援	見込量	利用者数	3	4	5	2	3	3
	実績値	利用者数	2	2	2			

## (5) 自立支援医療

### ① 自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額を設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

なお、精神通院医療については、県が実施主体となっています。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生医療	見 込 量	利用者数	305	310	315	321	322	323
	実 績 値	利用者数	318	319	320			
育成医療	見 込 量	利用者数	30	30	30	10	10	10
	実 績 値	利用者数	14	10	10			

## (6) 補装具

### ①補装具

平成 18 年に現物給付から補装具費の支給に変更となり、原則 1 割が自己負担となりましたが、所得に応じて一定の負担上限が設けられています。

補装具は、身体の欠損又は失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、今後も障がいに適合した補装具の支給に努めます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
補装具	見 込 量	利用者数	136	140	144	118	120	122
	実 績 値	利用者数	108	128	116			

## (7) 障害児通所支援

### ①児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものです。

就学前の児童に対する療育の重要性から、利用ニーズが増加しており、市内でサービスを提供する事業所数も、令和2年度の7事業所から、令和5年度は11事業所に増加しています。令和6年度以降は、各年度3人増で見込んでいます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるように働きかけていきます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	見込量	利用量	830	855	864	920	953	986
		利用者数	110	113	116	83	86	89
	実績値	利用量	662	698	862			
		利用者数	73	74	78			

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

就学児の放課後や休暇期間中の居場所として、極めてニーズが高く、近年、利用者が急増しているサービスです。これに合わせて、市内でサービスを提供する事業所数も、令和2年度の13事業所から、令和5年度は22事業所に増加しています。今後も利用者は増加すると想定していますが、潜在的ニーズが安定し、児童数が減少することを勘案し、令和8年度で利用者357人を見込んでいます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	見込量	利用量	2,930	3,020	3,050	4,110	4,640	5,240
		利用者数	241	249	251	280	316	357
	実績値	利用量	2,781	3,266	3,865			
		利用者数	195	229	248			



③保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

現在、サービスを提供する事業所は市内に3箇所であり、令和8年度に利用者8人を見込んでいます。

今後の方策としては、サービス提供事業所を確保できるよう働きかけながら、利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図っていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用量	3	3	4	7	8	9
		利用者数	3	3	4	6	7	8
	実 績 値	利用量	1	6	7			
		利用者数	1	5	5			

## (8) 居宅訪問型児童発達支援

### ①居宅訪問型児童発達支援

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられていたため、これまで通所支援の充実を図ってきました。現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けられなかったため、重度の障がい等の状態にある障がい児の居宅を訪問により発達支援を行います。

見込量については、重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を訪問看護等の利用者数から勘案し、令和8年度に利用者1人を見込んでいます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用量	16	16	24	8	8	8
		利用者数	2	2	3	1	1	1
	実績値	利用量	0	0	0			
		利用者数	0	0	0			

## (9) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うものです。

障害児通所支援の利用者の急増にともない、障害児支援利用計画が必要になるため、利用者も増加しています。今後も増加が想定されるため、令和8年度に利用者96人を見込んでいます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
障害児相談支援	見込量	利用者数	67	69	70	84	90	96
	実績値	利用者数	67	71	78			

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

国の基本指針においては、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を、令和8年度末までに各市町村に設置することになっており、コーディネーターを配置することを基本としています。本市においては、引き続き、コーディネーターの配置を3人とします。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター配置人数	見込量	配置人数	1	1	1	3	3	3
	実績値	配置人数	2	2	3			

### 3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

第2章、「4 障害福祉サービス等の体系（16 ページ）」に基づき、地域支援事業の見込量と今後の取り組みを定めます。

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための催し物の開催、啓発活動などを行っています。

- ・広報もおか、ウィークリーニュースもおかななどでの啓発記事の掲載
- ・「障害者週間」12月3日～9日
- ・小学生を対象に、高校生が企画・運営した「図書館プロジェクト」の開催

#### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

#### (3) 相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する地域の総合的な相談窓口として、基幹相談支援センター（真岡市障害児者相談支援センター）を設置しています。

個別の相談に対応するだけでなく、地域の中核的な相談機関として、相談支援事業所への専門的な助言のほか、権利擁護や虐待防止など、関係機関と連携し、地域の実情に応じた支援にあたっています。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：件)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	見込量	2,500	2,500	2,500	2,900	2,900	2,900
	実績値	2,174	2,863	2,884			

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。今後、この事業を通してこれらの障がい者の権利擁護を図るよう努めます。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	2	3	4	2	3	4
	実績値	1	2	1			

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

## (6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施します。

情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託するなど、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保に努め、事業の充実に努めます。

手話を用いて聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る手話通訳者を配置する手話通訳者設置事業については、月2回（毎月第2月曜日と第4水曜日の午前中）、手話通訳者を配置しています。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業※1	見込量	15	15	15	12	12	12
	実績値	10	9	11			
手話通訳者設置事業※2	見込量	56	60	64	41	41	41
	実績値	53	38	32			

※1 手話通訳者・要約筆記派遣事業の単位は、実利用者数となっています。

※2 手話通訳者設置事業の単位は、延べ利用者数となっています。

## (7) 日常生活用具給付事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援します。

今後も、障がい者の多様化するニーズに対応した用具の提供ができるよう、情報収集や制度の周知に努めるなど、事業の充実に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	見込量	6	6	6	4	4	4
	自立生活支援用具	9	10	11	6	6	6	
	在宅療養等支援用具	8	8	8	5	5	5	
	情報・意思疎通支援用具	9	10	11	8	8	8	
	排泄管理支援用具	1,500	1,530	1,560	1,710	1,740	1,770	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2	2	2	2	
	計	1,534	1,566	1,598	1,735	1,765	1,795	
	介護訓練支援用具	実績値	3	1	2			
	自立生活支援用具	4	4	3				
	在宅療養等支援用具	5	8	2				
	情報・意思疎通支援用具	9	6	4				
	排泄管理支援用具	1,650	1,628	1,692				
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2				
	計	1,673	1,649	1,705				



## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を引き続き行っていきます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としては、個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

今後、障がいのある人が、社会の様々な分野により積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、事業の充実に努めます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人、時間)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	見込量	利用者数	60	62	64	47	49	51
		時間数	3,250	3,300	3,350	2,170	2,260	2,350
	実績値	利用者数	46	41	45			
		時間数	1,734	1,891	2,075			

**(10) 地域活動支援センター**

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進します。

障がい者の創作的活動の機会を提供するため、県に届出をした事業者に委託し、潜在的な障がい者のニーズに対応できるようさらなる充実に努めます。

**【第6期見込量、実績値・第7期見込量】**

(単位：箇所、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (自市町分)	見込量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	20	24	28	17	17	17
	実績値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	20	17	17			
地域活動支援センター (他市町分)	見込量	箇所数	2	2	2	1	1	1
		利用者数	22	23	24	9	9	9
	実績値	箇所数	2	1	1			
		利用者数	15	8	9			

## (11) その他の事業

### ①日中一時支援事業

障がい者等に対して日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者等の社会適応訓練等の支援を行います。

今後、さらに利用者数の増加が見込まれるため、障がい者等のニーズに適切に対応できるよう努めます。

### ②福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援するため、県に届出をした事業者へ委託し、障がい者が地域で自立した生活ができるよう現状と障がい者等のニーズを確認しながら調整に努めます。

### ③自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が、就労等社会参加のために、公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

### ④自動車改造費用の助成

重度の身体障がい者が、就労等社会参加のために自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、改造に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

### ⑤生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。今後、利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活の助長に努めます。

### ⑥訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

今後、潜在的なニーズが見込まれることから、制度の周知等に努めます。

⑦居室確保事業

緊急時に一時的に宿泊を提供するための居室の確保に努めます。

【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：箇所、人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	箇所数	23	23	22	22	22	22
	利用者数	59	61	55	67	70	72
福祉ホーム	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費用の助成	利用者数	0	0	0	1	1	1
自動車改造費用の助成	利用者数	3	1	2	2	2	2
生活サポート事業	箇所数	0	0	0	0	0	1
	利用者数	0	0	0	0	0	1
訪問入浴サービス事業	箇所数	2	2	1	1	1	1
	利用者数	3	3	3	4	4	4
居室確保事業	箇所数	4	4	4	4	4	4
	利用者数	3	0	2	3	3	3